

土地改良事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 土地改良事業補助金交付要綱 | 土地改良事業補助金交付要綱 |
| <p>〔沿革〕昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、令和元年6月26日農建第68号改正、令和2年10月16日農建第402号改正、令和3年6月24日農建第184号改正、令和3年12月24日農建第505号改正</p> | <p>〔沿革〕昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、令和元年6月26日農建第68号改正、令和2年10月16日農建第402号改正、令和3年6月24日農建第184号改正、令和3年12月24日農建第505号改正、<u>令和4年6月24日農建第194号改正</u></p> |

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

土地改良事業補助金交付要綱

第1～第8 [略]

附 則 [略]

別表第1（第2関係）

| 事業区分 | 事業種目 | 経 費 | 補 助 額 |
|--------------------|------|--|------------------------|
| 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業 | | 岩手県土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（2）に掲げる事業を行う場合に要する経費 | 当該経費の80パーセントに相当する額以内の額 |
| 〔略〕 | | | |

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

土地改良事業補助金交付要綱

第1～第8 [略]

附 則 [略]

附 則

令和4年6月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2関係）

| 事業区分 | 事業種目 | 経 費 | 補 助 額 |
|--------------------|------|--|------------------------|
| 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業 | | 1 岩手県土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（2）に掲げる事業を行う場合に要する経費 | 当該経費の80パーセントに相当する額以内の額 |
| | | <u>2 岩手県土地改良事業団体連合会が同要綱第6の2の（5）に掲げる事業を行う場合に要する経費</u> | <u>定額</u> |
| 〔略〕 | | | |

| | | | |
|----------------------|-----|-----|-----|
| 基幹水利施設管理事業 | | [略] | [略] |
| | | | |
| 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

別表第2 (第8関係) [略]

様式第1号~様式第9号 [略]

| | | | |
|-----------------------------|-----|---|-------------------------------|
| 基幹水利施設管理事業 | | [略] | [略] |
| <u>基幹水利施設管理事業 (水利施設整備型)</u> | | <u>水利施設等保全高度化事業実施要領 (平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長) 別紙1第3の1に規定する事業実施主体のうち市町村が、同要領別紙1第2の6の(2)に掲げる事業を行う場合に要する経費</u> | <u>当該経費の70パーセントに相当する額以内の額</u> |
| 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

別表第2 (第8関係) [略]

様式第1号~様式第9号 [略]